

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、高齢社会が進展する中で、様々な障害のある人の人数が増加傾向にあり、障害の重度・重複化や障害のある人の高齢化が進んでいます。また、家族関係や地域社会が大きく変化し、住民の価値観や生活様式が多様化する中で、障害のある人の意識も変化しており、誰もが地域で自立した生活を送れるよう支援することが、これまで以上に重要となっています。

国においては、平成5年（1993年）に「障害者基本法」を制定し、障害のある人の自立、社会経済活動への参加を促進するとともに、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を保障することを明記しました。また、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」との2つの理念のもと『完全参加と平等』をめざす「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、幅広い施策分野における総合的・横断的な取り込みを盛り込んだ平成7年（1995年）から14年（2002年）までの「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」を展開してきました。さらに、平成14年（2002年）には、新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」も策定されており、地方自治体においても同様に、障害者施策に対する総合的な取り組みが求められてきました。

本市は、平成16年（2004年）9月に竜王町、敷島町、双葉町が合併して誕生しましたが、合併前にそれぞれの町が策定した「障害者計画」を基に、本市としての障害者施策を総合的に推進してきました。

この間、国においては、障害者施策にかかわる法制度の改正が大きく進められてきましたが、平成12年（2000年）4月、介護保険制度の施行に伴い、障害者サービスの一部が介護保険サービスに移行しました。また、精神保健福祉法の改正により、平成14年（2002年）4月から精神障害者の在宅福祉事業が市に移管され、さらに、社会福祉基礎構造改革の流れを受け、平成15年（2003年）4月に障害者福祉サービスの一部が、それまでの措置制度から支援費制度へと移行しました。

支援費制度は、本人の選択によるサービス利用を基本とし、障害者福祉のあり方を大きく変える制度でしたが、一方で、利用者の急増とそれに伴う費用の増大、精神障害者が対象外となっていた点など、問題点も指摘されていました。これらの諸問題を解決するため、従来障害種別に異なった制度やサービスから、身体・知的・精神に共通のサービス体系へと一元化を図る新たな制度として、平成18年（2006年）4月から「障害者自立支援法」が施行されました。

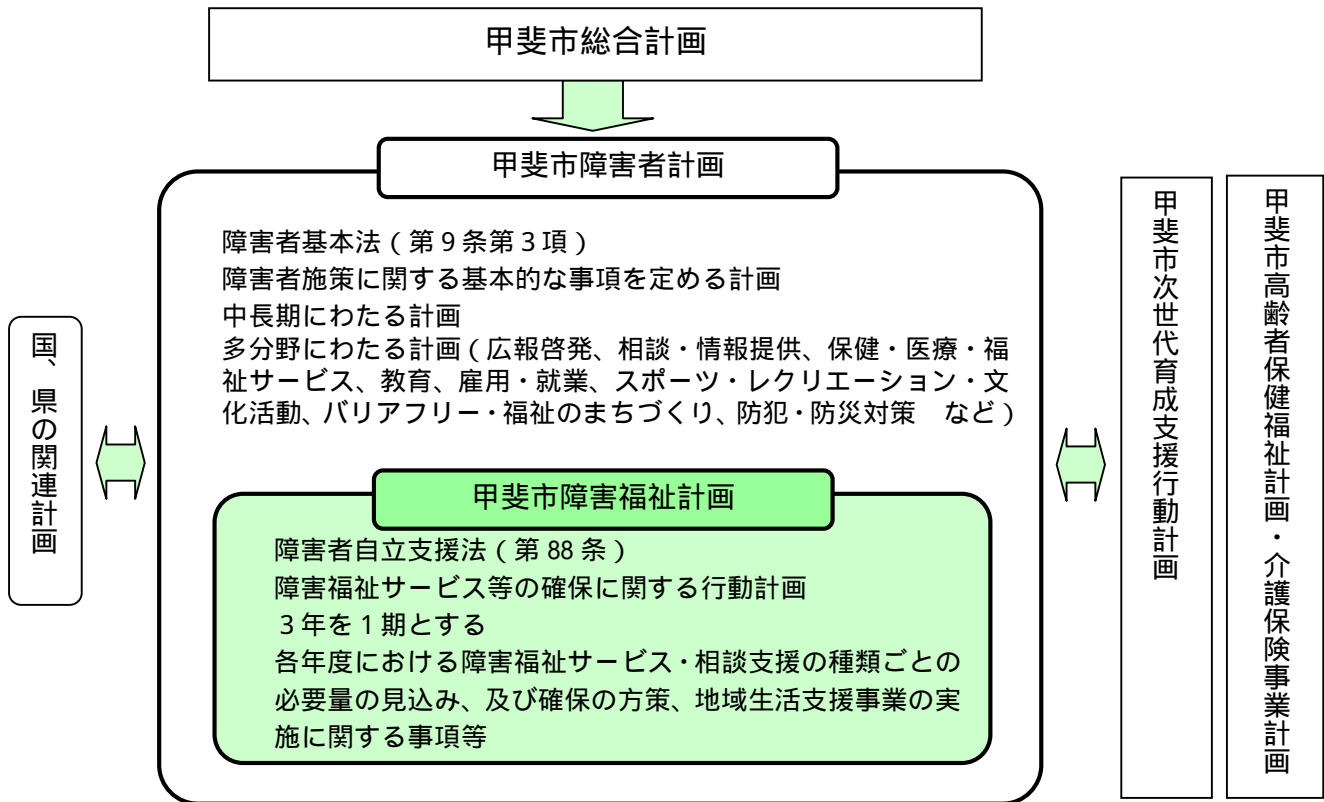
甲斐市障害者計画・障害福祉計画は、障害者を取りまく社会経済環境の著しい変化に的確に対応し、増大・多様化するニーズに見合うサービスの供給体制を整備するとともに、障害者施策を総合的に推進するため策定するものです。

2 計画の性格・位置づけ

甲斐市障害者計画は、「障害者基本法」第9条第3項の規定による市町村障害者計画であり、市が今後進めていく障害者施策の基本方向や目標を総合的に定める計画です。

また、甲斐市障害福祉計画は、「障害者自立支援法」第88条の規定による市町村障害福祉計画であり、障害者計画の中の生活支援分野にかかる実施計画的な位置づけのものとして、両計画の整合性をもって策定するものです。

本計画は、「甲斐市総合計画」を上位計画とし、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画をはじめ福祉分野における他の個別計画、教育・雇用・人権・まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら推進します。



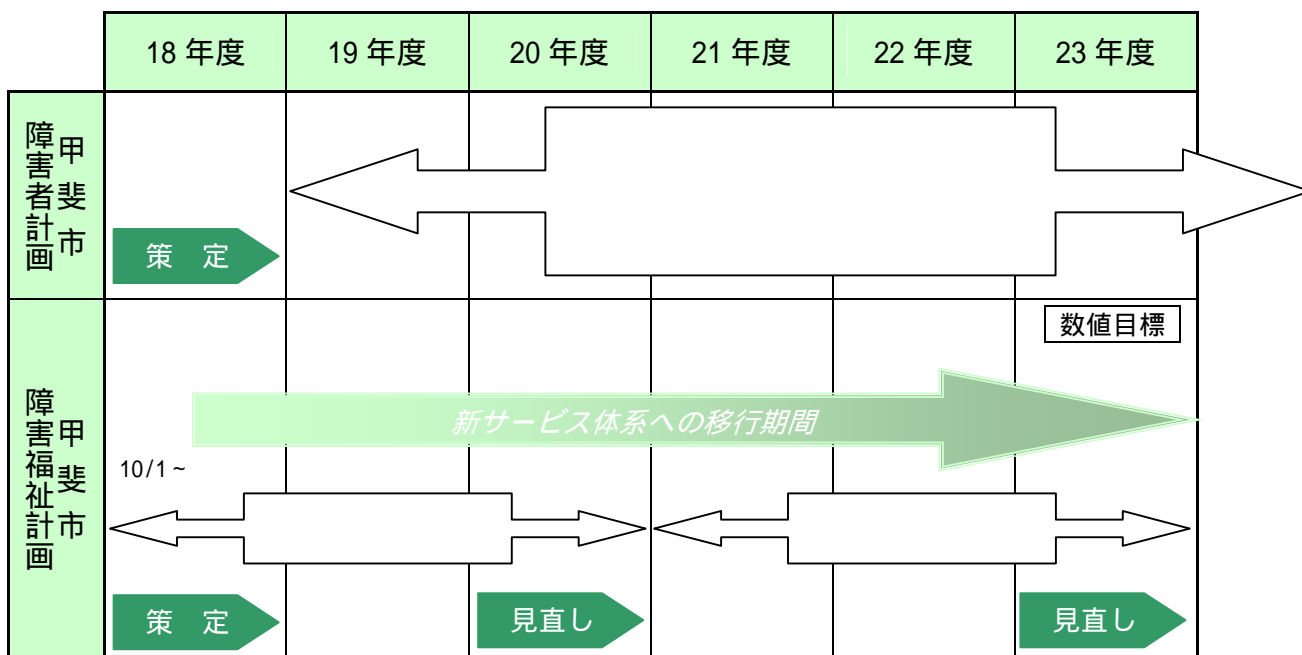
	甲斐市障害者計画	甲斐市障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法（第9条の3）	障害者自立支援法（第88条）
位置づけ	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害福祉サービス等の確保に関する計画
計画期間	10年（平成19年度～28年度）	3年を1期とする。 第1期は18年10月1日を始期とし、21年3月31日までを計画期間とする暫定計画 第2期：平成21年度～23年度 自立支援医療に関する規定は、18年1月1日から施行

3 計画の期間

障害者基本法に基づく「甲斐市障害者計画」の計画期間は、中期的な視点に基づき推進していく必要から、平成19年度を初年度とした10年間（平成19年度～28年度）とします。

また、障害者自立支援法に基づく「甲斐市障害福祉計画」の計画期間は、平成18年度～20年度まで（第1期）の3ヵ年計画です。（第2期は平成21年度～23年度）

ただし、障害者を取り巻く社会環境に多大な影響を与えるような社会情勢の変化や法令・制度の変更が生じた場合は、適時必要な見直しを行うものとします。



4 策定経過・策定体制

(1) 実態意向調査の実施・当事者及び関係団体等からの意見聴取

平成 18 年 7 月～ 8 月において、身体・知的障害児・者、精神障害者、その他無作為抽出による市民を対象とした「甲斐市障害福祉推進のための実態調査」を実施するとともに、障害児・者施設や関係団体等から幅広く意見を聴取しました。そこで寄せられた結果や意見について、計画策定の審議段階で活用し、計画に反映させています。

なお、実態調査の概要は以下のとおりです。

調査対象 身体障害者・知的障害者：身体障害者手帳または療育手帳所持者
 精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者
 一般市民：住民基本台帳より、障害者調査に対象者を除く
 20 歳以上の市民を無作為に 1,000 人抽出

調査方法 郵送配布 郵送回収（お礼兼督促 1 回）

調査期間 平成 18 年 7 月 20 日～ 8 月 31 日

回収状況

	発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
身体障害者・知的障害者	2,381 人	1,564 人	1,560 人	65.5%
精神障害者	234 人	151 人	151 人	64.5%
一般市民	1,000 人	465 人	464 人	46.4%

* 障害者調査の発送数：7 月 1 日現在の各手帳所持者（ただし、身体障害者・知的障害者は、合計 2,440 人ですが、重複障害者の 59 人には、同じ調査票のため、1 通のみ発送）

(2) 甲斐市保健福祉推進協議会による計画づくり

平成 18 年 6 月～平成 19 年 2 月まで、学識経験者、市民、当事者（団体含む）をはじめ、保健福祉、教育、及び医師等の各分野の代表で構成する推進協議会により実質的な審議を行いました。

(3) 障害者団体との意見交換

障害者団体の意見や要望を計画に反映させるため、意見交換会を開催しました。